

機能名称	仕務者たき	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	F市	要件の考え方・根拠	検討項目（論点A）	検討項目（論点B）		
2.10. 執行停止処理												
2.10.1. 執行停止管理		No. 6-12_1	<p>■滞納整理 時効・納期限管理 執行停止 (195.196) ・入力した執行停止情報 (停止理由等) にて通知書等が作成されること。また、取消、抹消ができること。</p> <p>■徴収緩和/ハッチ処理 徴収緩和編 (93) ・執行停止の情報を抽出し、徴収緩和ファイルを作成できること。</p> <p>■徴収緩和/ハッチ処理 横断出力 執行停止一覧表作成 (101) ・徴収緩和編で作成された滞納整理ファイルより、執行停止の対象を抽出し、執行停止一覧表を編集、出力できること。</p>	<p>所在不明、財産なし、資力なし等の徴収不能前に対して、滞納処分の執行を停止し、執行停止情報を登録する。</p>	<p>■オンライン処理 徴収緩和 執行停止 (80) ・執行停止情報 (停止日、停止事由、調査日時、調査内容) の登録ができること。また「執行停止決裁書」(通知書) を出力できること。</p> <p>■執行停止 入力</p> <p>■執行停止の理由法令を選択できること</p> <p>■執行停止の対象とする、滞納処分が可能な未納の情報を選択できること</p> <p>■執行停止の対象の明細を一括して選択する工夫があること</p> <p>■必要な項目が入力されていないとき、登録時にエラーが表示されること</p> <p>■執行停止 取消</p> <p>■理由と日付を入力して、執行停止を取ることができること</p> <p>■執行停止 保存</p> <p>・執行停止の入力を保存し、照会できること</p>	<p>執行停止 作成</p> <p>・地方税法その他の関連法、対象の債権 (国保) の法律等に依り、執行停止ができること</p> <p>■執行停止 入力</p> <p>・執行停止の理由法令を選択できること</p> <p>■必要な項目が入力されていないとき、登録時にエラーが表示されること</p> <p>■執行停止 取消</p> <p>・理由と日付を入力して、執行停止を取ることができること</p> <p>■執行停止 保存</p> <p>・執行停止の入力を保存し、照会できること</p>	<p>滞納者に対する執行停止情報 (決裁日、滞納明細、停止理由 (無財産、生活困窮、所在不明、即時消滅)、調査請求、執行停止処置等) の管理 (参照、登録、修正、削除) ができること。また、取消、抹消ができること。</p> <p>また、執行停止情報の文書について、編集機能を有すること。また、指定する処理番号で当該情報を管理し、出力できること。</p>	<p>(漢字・必須)</p> <p>執行停止者の管理機能は、処分決定作成の際に必要なため、必須機能であると考えています。</p> <p>欠損した期別は徴収不可であるため、執行停止解除処理できない機能は、コンピューターエラーの観点から必須であると考えます。</p> <p>(緑字・要検討)</p> <p>執行停止者の調査状況について、中継機をクラウドに記録されているか、必要性を確認いたします。</p> <p>執行停止情報の文書の編集機能について、確認いたします。</p> <p>管理番号について、確認いたします。</p> <p>E市では横断作成時の入力の流れを記録していますが「入力項目不足によるエラー発生」、編集が作成できることが記載されていれば足りると判断し、本たき台では記載しません。</p>	<p>【要検討事項】</p> <p>a) 執行停止者の調査状況についてご指示ください。市内金融機関の口座残高等、滞納処分困難な財産状況を示すための資料という認識ですが、必要性は高いでしょうか。</p> <p>また、執行停止専用の調査状況資料でなく、他の機能 (財産調査結果回答の一覧印刷等) での代用ができると考えておりますが、必要性は高いでしょうか。</p> <p>b) 執行停止情報 (特に執行停止事由等) については、過去の滞納処分の経緯等定文書で規定するのが困難という認識です。編集機能の必要性は高い認識でよろしいでしょうか。</p> <p>c) 指定する管理番号で執行停止情報を管理する機能について、具体的などのような機能かご指示ください。(1市)</p>	<p>a) 必要性が高いが他の機能で代用も可能。(0市)</p> <p>・執行停止専用の調査は必要なく一般的な財産調査で足りると思われる。(1市)</p> <p>・新法で「停止するのだから」の理由資料の必要性は高いのは？(1市)</p> <p>・代用している。そもそも停止専用の調査などしていない。財産が見えれば、当初停止方針でも、切り替えて処分するので。(1市)</p> <p>・調査状況については、滞納処分困難な財産状況について、それまでの財産調査や実地調査に基づき、類型を基に担当者が個別に入力して作成している。他の機能での代用でも可取と見ます。(1市)</p> <p>【留意】調査については2.8.1.「各種調査等作成」、2.8.2.「実地調査作成」、調査状況については2.8.13.「調査情報の管理」の財産調査編で代用できると考えられるため、たき台の「調査状況」は削除する。</p> <p>b)</p> <p>・編集機能の必要性は高い。(0市)</p> <p>・執行停止調査作成時には編集機能は必須と思われる。(1市)</p> <p>・お見込みの通り。(1市)</p> <p>・個別の内容を入力する必要がある。編集機能の必要性は高い。(1市)</p> <p>【留意】たき台の漢字を必須機能に修正する。</p> <p>c)</p> <p>・他の自治体クラウド構成市では管理しているかもしれませんが、当市では運用しておりません。(1市)</p> <p>【留意】他の構成市において、管理番号で執行停止を管理しているか。</p> <p>その他</p> <p>・取り消しの有効判定のため取消通知到達日の管理が必要であると考えます。(な。お、文言で取消と解除が混在しているため法律に合わせ取消に統一しようと考えます。)(0市)</p> <p>【留意】たき台の「解除」を、「取消」に統一する。</p> <p>【留意】執行停止の取消の有効判定は、取消通知到達日より早く、内部決裁日より早く考えられているため、不要と考える。</p> <p>【留意】他の構成市において、執行停止の取消の有効判定を、取消通知到達日で管理しているか。</p> <p>・取消の場合、欠損期別ではなく時効成立期別が対象になります。ただし、取消後すぐに時効成立する期別は取消から除外することが適当であるため、取消する期別は任意に (デフォルトでは時効未成分が選択済み) 選べる必要があると考えます。(1市)</p> <p>【留意】「執行停止の対象期別において一部欠損が実地調査された場合、一部欠損されている債権以外を強制削除、強制消滅可な。」を、「執行停止を取消する期別について、任意に選択できること。時効発効期別がデフォルトで選択されていること。」に修正する。</p>		
2.10.2.								<p>執行停止の処理時点で延滞金計算を止めること。</p>	<p>(漢字・必須)</p> <p>各団体、ベンダでの記載が少ないですが、執行停止中の延滞金加算停止は法定の業務であるため、必須機能であると想定しています。</p>	<p>a) 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。</p> <p>b) 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。</p>	<p>a) 問題なし。(0市)</p> <p>・執行停止中の延滞金加算停止は法定の業務であるため必須機能と考える。(1市)</p> <p>・確認しました。(1市)</p> <p>・記載の通り。(1市)</p> <p>・執行停止期間中の延滞金加算停止で、仮に取消をした場合、再度加算し、本税と計算した延滞金を徴収することになるため。(0市)</p> <p>・執行停止中の取消をした場合、取消した期別を取消日から延滞金の計算を再開することも必要と考えます。(1市)</p> <p>【留意】執行停止の取消をした場合、取消日から計算して延滞金加算を行えるよう、たき台に必須機能として追加する。</p>	
2.10.3.								<p>執行停止の際、滞納者に対し差押を行った場合、その旨の警告メッセージが表示されること。</p>	<p>(漢字・必須)</p> <p>各団体、ベンダでの記載は少ないですが、執行停止中の延滞金加算停止は法定の業務であるため、必須機能であると想定しています。</p>	<p>a) 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。</p> <p>b) 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。</p>	<p>a) 問題なし。(0市)</p> <p>・警告メッセージの表示または差押項目に抽出されないような機能が必要と考える。(1市)</p> <p>・執行停止をした場合、差押を解除することが方法15の3で規定されており、事務処理流れを防ぐためにも必要な機能であると考える。(な。お、交付要求 (参加差押含む。) は解除の必要はありません。)(1市)</p> <p>・確認しました。(1市)</p> <p>・記載の通り。(1市)</p> <p>・執行停止とする場合は、差押を解除することになるため、注意を促す警告メッセージは必要と考える。(0市)</p> <p>【留意】日課税、PFI/債権を確定し、たき台を「滞納者に対し債権の強制処分の場合、警告メッセージなどを表示して執行停止の処分対象の範囲外にできること。」に修正する。</p>	
2.10.4.								<p>停止期間中の延滞金は減免されること。</p>	<p>■延滞金免除 執行停止に伴う延滞金の免除</p> <p>・執行停止の入力に合わせて、延滞金の全額を免除して計算すること</p> <p>※地方税法第15条の9(期間中全額免除)</p>	<p>(漢字・必須)</p> <p>執行停止中の延滞金減免は法定の業務であるため、必須機能であると想定しています。</p>	<p>左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。</p>	<p>問題なし。(0市)</p> <p>・停止期間中の延滞金は減免法令どおりであり必須機能と考える。2.10.2.(1市)</p> <p>・2.10.2に準拠されると考えます。(1市)</p> <p>・確認しました。(1市)</p> <p>・記載の通り。(1市)</p> <p>・執行停止期間中の延滞金加算停止で、仮に取り消した場合、再度加算し、本税と計算した延滞金を徴収することになるため。(0市)</p> <p>【留意】2.10.2で完了できているため、たき台を削除する。</p>
2.10.5.	執行停止処分関連機能作成		<p>滞納整理 時効・納期限管理 執行停止 (195) ・入力した執行停止情報 (停止理由等) にて通知書等が作成されること。また、取消、抹消ができること。</p>	<p>財産調査シートを作成し、印刷できること。</p>	<p>■オンライン処理 徴収緩和 執行停止 (80) ・執行停止情報 (停止日、停止事由、調査日時、調査内容) の登録ができること。また「執行停止決裁書」(通知書) を出力できること。</p> <p>■執行停止 通知</p> <p>・決済用・滞納者用の執行停止通知書を印刷できること</p> <p>・執行停止通知書に、選択した明細にあわせた、通知文書・横断法令・執行停止に必要な項目が印刷されること</p> <p>■執行停止 取消</p> <p>・決済用・滞納者用の執行停止取消通知書を印刷できること</p>	<p>執行停止 通知</p> <p>・決済用・滞納者用の執行停止通知書を印刷できること</p> <p>・執行停止通知書に、選択した明細にあわせた、通知文書・横断法令・執行停止に必要な項目が印刷されること</p> <p>■執行停止 取消</p> <p>・決済用・滞納者用の執行停止取消通知書を印刷できること</p>	<p>執行停止処分関連機能 (執行停止処分通知書、滞納処分停止調査書等) を個別に作成できること。</p>	<p>(漢字・必須)</p> <p>執行停止に関連する機能の作成は、滞納者に通知の必要があることから、必須機能であると想定しています。</p> <p>E市、S.R社では具体的な横断を記載していますが、横断要件で定義するため、本たき台では記載しません。</p>	<p>左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。</p>	<p>問題なし。(0市)</p> <p>・横断の作成は必要であり必須機能と考える。(1市)</p> <p>・執行停止と取消時の必要事項は明記した方がよいと考えます。(1市)</p> <p>・確認しました。(1市)</p> <p>・記載の通り。(1市)</p> <p>【留意】横断についてのご意見も必須であるが、執行停止に係る横断を包含する認識であるため、具体的な横断内容は横断内で検討する。</p> <p>【留意】たき台はこのままとする。</p>		
2.11. 時効処理												
2.11.1.	時効管理		<p>■滞納整理 時効・納期限管理 時効管理 (177.179) ・期別の時効成立が画面より確認できること</p> <p>・執行停止、時効中断、時効停止、即時消滅の入力が容易に行えること。</p>	<p>■期金・異動</p> <p>15 異動時効日</p> <p>滞納している収納情報の中で一番最初に時効が完成する日付・完成までの残り日数を表示する。</p>	<p>■時効管理 時効完成の修正</p> <p>・時効完成予定日自と時効完成理由を、対象者の収納明細ごと修正・削除できること</p>	<p>時効管理 時効完成の修正</p> <p>・時効完成予定日自と時効完成理由を、対象者の収納明細ごと修正・削除できること</p>	<p>処分状況毎の時効消滅日を管理 (参照、登録、修正、削除) できること。</p>	<p>(漢字・必須)</p> <p>時効消滅日に設定されているため、個別ごと時効消滅日を管理する機能は、必須機能であると想定しています。</p>	<p>左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。</p>	<p>問題なし(0市)</p> <p>・時効消滅日を個別ごとに管理する機能は必要であり必須機能と考える。(1市)</p> <p>・確認しました。(1市)</p> <p>・記載の通り。(1市)</p> <p>・時効消滅日は個別ごとに設定されているため、督促などの時効の更新事由も個別ごとが発生することが多いため、時効消滅日を管理する機能は、必須機能であると想定しています(0市)</p> <p>その他</p> <p>・時効消滅日を管理するのではなく、各期別時効管理項目 (時効の延長等) を連携して登録することの時効完成日を計算する仕組みが一般的であると見ます。(1市)</p> <p>【留意】処分状況毎の意味がよく分かりません。ご教示ください。(1市)</p> <p>【留意】無押や執行停止等、時効の延長の影響が通算されうえで時効消滅日を管理するという留意。</p> <p>【留意】たき台はこのままとする。</p> <p>・2.12.7同様時効成立した期別を判別できる機能が必須と見ます。(1市)</p> <p>【留意】「時効成立した期別に対して、時効延長が音か適用できること」も、たき台に追加する。</p> <p>【留意】比較表の時効「完成」「成立」「消滅」について、訂正に裏影押を「完成」に修正する。</p>		
2.11.2.			<p>起算日の判断条件・時効中断条件について任意で設定できること。</p>	<p>口時効延長</p> <p>時効延長の登録ができること</p> <p>・明細を選択し時効延長の追加ができること</p> <p>・時効延長履歴を表示し期間の修正ができること</p> <p>・履歴を逆押し削除ボタンを押下することでデータの削除ができること</p>	<p>■時効管理 時効中断条件</p> <p>・徴収済時効延長。納期限の翌日から起算して5年間 (国民健康保険料の料率は2年) で時効すること</p> <p>・繰上徴収した場合は、本来の納期限の翌日から消滅時効を起算すること</p> <p>・交付要求した場合でも、執行停止日から3年経過により時効となること</p> <p>・執行停止が取り消されたときは、執行停止が行われなかったとして時効日が計算されること</p>	<p>■時効管理 時効中断条件</p> <p>・徴収済時効延長。納期限の翌日から起算して5年間 (国民健康保険料の料率は2年) で時効すること</p> <p>・繰上徴収した場合は、本来の納期限の翌日から消滅時効を起算すること</p> <p>・交付要求した場合でも、執行停止日から3年経過により時効となること</p> <p>・執行停止が取り消されたときは、執行停止が行われなかったとして時効日が計算されること</p>	<p>起算日の判断条件・時効中断条件について任意で設定できること。</p>	<p>(漢字・必須)</p> <p>時効消滅日、時効中断の任意設定は、システム上の機能に連携して自動で時効中断されず手入力で設定する必要がある場合等に用いられるため、必須機能であると想定しています。</p> <p>E市では時効中断の具体例を記載していますが、法定であり自明であるため、本たき台では記載しません。</p>	<p>左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。</p>	<p>問題なし(0市)</p> <p>・任意での設定は必要であり必須機能と考える。(1市)</p> <p>・確認しました。(1市)</p> <p>・記載の通り。(1市)</p> <p>【留意】たき台はこのままとする。</p> <p>【留意】各時効管理項目を手動で任意の起算日で登録できる機能ということでしょうか。(1市)</p> <p>【留意】ご留意のとおり。</p>		
2.11.3.			<p>本税完納後の延滞金についても時効の管理 (参照、登録、修正、削除) ができること。</p>		<p>■時効管理 延滞金の時効</p> <p>・延滞金 (確定したもの) も本税と同様に時効を計算すること</p> <p>・本税が時効中断したときは、その延滞金の徴収権の時効も中断すること</p>	<p>■時効管理 延滞金の時効</p> <p>・延滞金 (確定したもの) も本税と同様に時効を計算すること</p> <p>・本税が時効中断したときは、その延滞金の徴収権の時効も中断すること</p>	<p>本税完納後の延滞金についても時効の管理 (参照、登録、修正、削除) ができること。</p>	<p>(漢字・必須)</p> <p>確定延滞金の時効管理についても上記同様、必須機能であると想定しています。</p>	<p>a) 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。</p> <p>b) 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。</p>	<p>a) 問題なし(0市)</p> <p>・確定延滞金の時効管理について最終納付日や処分日等を自動管理で行っているが、任意での設定も必要があり必須機能と考える。(1市)</p> <p>・確認しました。(1市)</p> <p>・記載の通り。(1市)</p> <p>・現在のシステムでは課税のレコードに本税の他に確定延滞金の項目を持っており、(督促手数料を含めて) 全ての課税に対して収納額が上回った場合に完納判定していることが一般的であると認識しています。そのため本税も延滞金も同じレコードで時効管理されているため時効管理する必要はないと想定されます。(1市)</p> <p>【留意】システム構成によらず、延滞金の時効管理機能を必須で持たせたいため、たき台はこのままとする。</p>		

機能名称	仕様書たたき	業務フローとの対応	D市	C市	D市	E市	F市	要件の考え方・機能	検討項目（論点案）	検討項目（論点）
2.11.4. 時効完成日自動計算	時効の起算日、中断条件、停止条件に基づいて、時効完成日を期別単位、年度単位で自動計算できること。 ・納期限 ・法定納期限 ・法定納期繰上 ・最終納期日（徴収日） ・督促発布日 ・分納予約承認日 ・差押解除日 ・追加差押解除日 ・交付要求解除日 ・債権放棄日 ・滞納金の債務承認日 ・執行停止日 ・参加差押中（参加差押中、及び交付要求中も含む）は時効中断とすること ・催告による6ヶ月延長		■滞納整理 時効・納期限管理 時効管理 (178) ・納付や滞納処分などの時効中断条件、猶予期間などの時効停止条件を管理することで時効成立を自動判定できること。			■時効管理 時効完成日 ・地方税法やその関連法に従い、未納（本税・延滞金）の滞納の時効計算が自動で行われること ■時効管理 時効中断条件 ・地方税法やその関連法に従い、時効の中断事由や催告の事由となる各区分等の入力により、自動で時効中断や延長を行うこと ①納付、納入に関する告知 告知書で指定した納付、納入期限までの期間 ※納付、納入に関する告知は、納税通知書、更正又は決定に伴う増加税額等の納税の告知、第二次納税催告書等に対する納付納入の通知書による告知等も含まれること ※納付システムとの連携で可 ②督促 督促状を発生した日から起算して10日を経過した日までの期間 ※ただし、督促状を発生した日から起算して10日を経過した日までの間に繰上徴収により差押がされたときは、そのされた日までの期間 ③交付要求、交付要求をしている期間 ④差押、仮差押 差押から滞納処分の終了または差押の解除までの期間 ⑤一部納付があったとき（納付の日日から進行）※一部納付された期別のみが時効中断すること ⑥時効期間満了直後であっても、催告の日の日日から起算して6月以内に差押、交付要求（参加差押を含む）、納付納入、承認をしたとき（催告の日の翌日から進行）	時効の起算日、中断条件、停止条件に基づいて、時効完成日を期別単位、年度単位で自動計算できること。 ・納期限 ・法定納期限 ・法定納期繰上 ・最終納期日（徴収日） ・督促発布日 ・分納予約承認日 ・差押解除日 ・追加差押解除日 ・交付要求解除日 ・債権放棄日 ・滞納金の債務承認日 ・執行停止日 ・参加差押中（参加差押中、及び交付要求中も含む）は時効中断とすること ・催告による6ヶ月延長	（特字・要検討） 滞納処分の執行と同時に時効の中断がされる等、職員の手作業による一時的な中断、時効中断、停止条件の入力の効率化に資することから、必要性が高いと考えます。 時効起算、中断、停止に係る項目について、確認いたします。	＜確認事項＞ 時効完成日に影響する項目について、必要十分かをご確認ください。 a) 問題なし (0市) b) 問題なし (0市) ①自動計算は必要であると考え、時効完成日に影響する項目…徴収猶予、換償猶予 (正市) ・時効完成日に影響する項目について、必要十分。(J市) ②時効の延長等の種類は以下のとおりと考えます。各種類についてマスタで複数の管理項目を設定することが適当と考えます。 ③催告による中断 ④当日の時効の更新（旧法の中断） ⑤期間の時効の更新（旧法の日時時効更新が無く、要件が無くなった日に更新される。） ⑥当日の時効の完成猶予（猶予期間は複数設定できること。） ⑦期間の完成猶予（起算日に時効完成日が無くなり、要件が無くなった日に猶予が起算される。） ⑧執行停止による時効 ⑨時効の更新（旧法の日時時効更新が無く、要件が無くなった日に更新される。） ⑩時効の更新（旧法の日時時効更新が無く、要件が無くなった日に更新される。） ⑪時効の更新（旧法の日時時効更新が無く、要件が無くなった日に更新される。） ⑫時効の更新（旧法の日時時効更新が無く、要件が無くなった日に更新される。） ⑬時効の更新（旧法の日時時効更新が無く、要件が無くなった日に更新される。） ⑭時効の更新（旧法の日時時効更新が無く、要件が無くなった日に更新される。） ⑮時効の更新（旧法の日時時効更新が無く、要件が無くなった日に更新される。） ⑯時効の更新（旧法の日時時効更新が無く、要件が無くなった日に更新される。） ⑰時効の更新（旧法の日時時効更新が無く、要件が無くなった日に更新される。） ⑱時効の更新（旧法の日時時効更新が無く、要件が無くなった日に更新される。） ⑲時効の更新（旧法の日時時効更新が無く、要件が無くなった日に更新される。） ⑳時効の更新（旧法の日時時効更新が無く、要件が無くなった日に更新される。） ㉑時効の更新（旧法の日時時効更新が無く、要件が無くなった日に更新される。） ㉒時効の更新（旧法の日時時効更新が無く、要件が無くなった日に更新される。） ㉓時効の更新（旧法の日時時効更新が無く、要件が無くなった日に更新される。） ㉔時効の更新（旧法の日時時効更新が無く、要件が無くなった日に更新される。） ㉕時効の更新（旧法の日時時効更新が無く、要件が無くなった日に更新される。） ㉖時効の更新（旧法の日時時効更新が無く、要件が無くなった日に更新される。） ㉗時効の更新（旧法の日時時効更新が無く、要件が無くなった日に更新される。） ㉘時効の更新（旧法の日時時効更新が無く、要件が無くなった日に更新される。） ㉙時効の更新（旧法の日時時効更新が無く、要件が無くなった日に更新される。） ㉚時効の更新（旧法の日時時効更新が無く、要件が無くなった日に更新される。） ㉛時効の更新（旧法の日時時効更新が無く、要件が無くなった日に更新される。） ㉜時効の更新（旧法の日時時効更新が無く、要件が無くなった日に更新される。） ㉝時効の更新（旧法の日時時効更新が無く、要件が無くなった日に更新される。） ㉞時効の更新（旧法の日時時効更新が無く、要件が無くなった日に更新される。） ㉟時効の更新（旧法の日時時効更新が無く、要件が無くなった日に更新される。） ㊱時効の更新（旧法の日時時効更新が無く、要件が無くなった日に更新される。） ㊲時効の更新（旧法の日時時効更新が無く、要件が無くなった日に更新される。） ㊳時効の更新（旧法の日時時効更新が無く、要件が無くなった日に更新される。） ㊴時効の更新（旧法の日時時効更新が無く、要件が無くなった日に更新される。） ㊵時効の更新（旧法の日時時効更新が無く、要件が無くなった日に更新される。） ㊶時効の更新（旧法の日時時効更新が無く、要件が無くなった日に更新される。） ㊷時効の更新（旧法の日時時効更新が無く、要件が無くなった日に更新される。） ㊸時効の更新（旧法の日時時効更新が無く、要件が無くなった日に更新される。） ㊹時効の更新（旧法の日時時効更新が無く、要件が無くなった日に更新される。） ㊺時効の更新（旧法の日時時効更新が無く、要件が無くなった日に更新される。） ㊻時効の更新（旧法の日時時効更新が無く、要件が無くなった日に更新される。） ㊼時効の更新（旧法の日時時効更新が無く、要件が無くなった日に更新される。） ㊽時効の更新（旧法の日時時効更新が無く、要件が無くなった日に更新される。） ㊾時効の更新（旧法の日時時効更新が無く、要件が無くなった日に更新される。） ㊿時効の更新（旧法の日時時効更新が無く、要件が無くなった日に更新される。）	
2.11.5. 時効完成予定対象リスト作成	一定の出力条件を指定し、時効完成予定対象を抽出できること。 抽出結果をリストで確認・出力できること。		■滞納整理 時効・納期限管理 時効管理 (180, 181) ・時効成立予定日を画面より確認できること。 ・パラメータより時効予定範囲を指定し、該当者を抽出し時効予定者リストを作成する。		■時効処理/バック処理 時効成立予定者一覧表作成 (110) ・時効成立予定者、収入経緯判定及び納期限の時効成立予定者を抽出し、時効成立予定者一覧表を編集、出力できること。		一定の出力条件を指定し、時効完成予定対象を抽出できること。 抽出結果をリスト等で確認、出力できること。	（黒字・必須） 時効完成予定対象者について、不能欠損を発生する期別、滞納処分による時効中断、催告による6ヶ月延長等の対応を行う必要があるため、必須機能であると想定しています。	左記「考え方・機能」に記載の方針で問題ないかご確認ください。	・問題なし (0市) ・問題なし (0市) ・確認しました。(E市) ・確認しました。(J市) ・記載の通り。(J市) ・一定の出力条件が抽象的であるため、少なくとも本税の有無、執行停止の有無、時効完成日の指定は明記すべきと考えます。(H市) 【改善】 時効の更新、完成猶予への範囲の変更は、滞納訂正後に実行する。
2.12. 不納欠損処理	時効完成日と抽出条件（科目、法帝別、理由、年度）により、不納欠損予定者を抽出し、不納欠損の判定・処理ができること。		■滞納整理 時効・納期限管理 不納欠損 (199, 201) ・時効成立予定日を画面より確認できること。 ・一括処理による不納欠損の判定・処理ができること。 ・不納欠損の発生理由を画面より確認できること。 ・不納欠損の発生理由を画面より確認できること。 ・不納欠損の発生理由を画面より確認できること。	9.4.1 不納欠損 執行停止及び時効により、納税額が消滅した場合は、年度末に滞納情報から該当データを抹消する。	■欠損 決算 ・決算処理時に、不納欠損日・請求年月日・該当科目・税目・年度別に不納欠損額と件数の集計ができること ■欠損 理由 ・不納欠損の理由を参照できること ■欠損 修正 ・収納システムと連携のある欠損情報を入力・修正・削除できること	時効完成日により、不納欠損予定者を抽出し、不納欠損の判定・処理ができること。	（黒字・必須） 不納欠損予定者の欠損判定・処理は、時効完成した期別を徴収不能として処理するため、必須機能であると想定しています。	＜確認事項＞ a) 抽出された不納欠損予定者を、再度調査してから不納欠損処理するケースはありますか。 b) 抽出された不納欠損予定者は、すでに時効経過等を精査された状態で抽出され、そのまま不納欠損処理されるのが一般的処理である認識です。 c) 不納欠損処理後、年度末に滞納情報から該当データを抹消する。(C市) という要件がありますが、他に必要となる処理はありますか。	a) 抽出された不納欠損予定者については、欠損登録したタイミングの課税額及び納付額で登録されているため、課税額で課税額の変更や納付があると差分が出てしまう。このため、「最新欠損額一致一覧」を出力し、課税額変更や納付による差分を抽出し個々の対象者について欠損額の修正を行っている。修正作業は収納管理側の年度切替実施日（3月末日、6月末日）当日まで、年度切替時に収納管理側と金額の差分が生じないように処理を行う。(C市) b) 資料調査のため停止中の不納欠損予定者の判定・処理のための抽出は必要。(E市) c) 滞納処分以外の科目があるため課税は必要。(E市) d) 年度の精度はしていない。(J市) e) 方が一括分等の入力集計等があった場合に修正範囲に際する、不納欠損予定者を出力し、確認してから不納欠損処理を行っています。(J市) 【改善】 不納欠損予定者を確定する課税員があるため、たたき台はこのままとする。	
2.12.1. 不納欠損処理	不納欠損について、一括処理ができること。 また、不納欠損の一覧表を作成できること。		■滞納整理 時効・納期限管理 不納欠損 (204) ・欠損した延滞金の集計表及び滞納者一覧表を作成する。	欠損データ作成処理（一括）（指定した科目・時効日に該当する明細の抽出・更新を可能とし欠損データ作成が行えること） 最新欠損額一致一覧（欠損データの未納不一致のリストの印刷が行えること）	■欠損 決算 ・決算処理時に指定日で時効となる明細を、一括処理で不納欠損にできること	不納欠損について、一括処理ができること。	（黒字・必須） 不納欠損の一括処理は、年度末に年度中に時効完成した不納欠損予定者を一括で消去する運用で、必須機能であると想定しています。	＜確認事項＞ a) 抽出された不納欠損処理するケースについては、即時消滅は2.12.5.で定義しております。 b) 即時消滅以外で、個別に不納欠損処理を行うケースがあれば、ご指示ください。また、必要性についてもご指示ください。	a) 問題なし (0市) b) クラスなし (0市) c) 不納欠損の一括処理は必要であり必須機能と考えます。当市では欠損処理は1年1回のみで処理しており、時効予定日経過時は欠損予定明細として表示されています。(E市) d) 滞納処分は一括処理を行っています。(J市) e) 理由理由、執行停止の有無、税目、現年過年の区分の組み合わせで集計した一覧表であること及びデータ出力機能について明記した方がよいと考えます。(H市) 【改善】 債の構成員において、「時効理由、執行停止の有無、税目、現年過年の区分」で集計される一覧表と定義してよいでしょうか。他に項目があるでしょうか。 【改善】（項目が構成員によって異なる場合）項目については横展開で検討し、たたき台はこのままとする。 ・法人市民税は個別で落としているようです。理由は、法人市民税はシステムが異なり、時効計算ができます。一件一件確認が必要があるためです。(J市) 【改善】 たたき台に、不納欠損の個別処理ができるよう追加する。	
2.12.2.	不納欠損について、一括処理ができること。 また、不納欠損の一覧表を作成できること。		■滞納整理 時効・納期限管理 不納欠損 (204) ・欠損した延滞金の集計表及び滞納者一覧表を作成する。	欠損データ作成処理（一括）（指定した科目・時効日に該当する明細の抽出・更新を可能とし欠損データ作成が行えること） 最新欠損額一致一覧（欠損データの未納不一致のリストの印刷が行えること）	■欠損 決算 ・決算処理時に指定日で時効となる明細を、一括処理で不納欠損にできること	不納欠損について、一括処理ができること。	（黒字・必須） 不納欠損の一括処理は、年度末に年度中に時効完成した不納欠損予定者を一括で消去する運用で、必須機能であると想定しています。	＜確認事項＞ a) 抽出された不納欠損処理するケースについては、即時消滅は2.12.5.で定義しております。 b) 即時消滅以外で、個別に不納欠損処理を行うケースがあれば、ご指示ください。また、必要性についてもご指示ください。	a) 問題なし (0市) b) クラスなし (0市) c) 不納欠損の一括処理は必要であり必須機能と考えます。当市では欠損処理は1年1回のみで処理しており、時効予定日経過時は欠損予定明細として表示されています。(E市) d) 滞納処分は一括処理を行っています。(J市) e) 理由理由、執行停止の有無、税目、現年過年の区分の組み合わせで集計した一覧表であること及びデータ出力機能について明記した方がよいと考えます。(H市) 【改善】 債の構成員において、「時効理由、執行停止の有無、税目、現年過年の区分」で集計される一覧表と定義してよいでしょうか。他に項目があるでしょうか。 【改善】（項目が構成員によって異なる場合）項目については横展開で検討し、たたき台はこのままとする。 ・法人市民税は個別で落としているようです。理由は、法人市民税はシステムが異なり、時効計算ができます。一件一件確認が必要があるためです。(J市) 【改善】 たたき台に、不納欠損の個別処理ができるよう追加する。	
2.12.3.	期別単位で不納欠損の処理ができること。					期別単位で不納欠損の処理ができること。	（黒字・必須） 滞納処分は期別単位で設定されているため、必須機能であると想定しています。	左記「考え方・機能」に記載の方針で問題ないかご確認ください。 a) 滞納処分は期別単位で設定されているため、必須機能であると想定しています。	a) 問題なし (0市) b) 期別単位での不納欠損の処理は必要であり必須機能と考えます。(E市) c) 確認しました。(J市) d) 記載の通り。(J市) e) 多くの場合、時効の更新事由は期別ごとが発生し時効が進行しているため、必須と考えます。(K市)	
2.12.4.	不納欠損について、本税と延滞金をそれぞれ分けて処理できること。		■滞納整理 時効・納期限管理 不納欠損 (203) ・延滞金の免除一括更新処理ができること。			不納欠損について、本税（料）と延滞金をそれぞれ分けて処理できること。	（青字・オプション） 延滞金の課税を行う団体は、延滞金を不納欠損処理する際に必要な機能という認識です。	＜検討事項＞ a) 滞納処分の課税は、法定の業務であると考え、必須機能であると想定しています。	■オプション 問題なし (0市) 分けて処理して取りません。オプションで構いません。(J市) ・記載の通り。(J市) ・多くの場合、時効の更新事由は期別ごとが発生し時効が進行しているため、必須と考えます。(K市)	
2.12.5.	抽出した対象者に対して、即時欠損の個別、一括処理ができること。					■欠損 執行停止5項 地方税法第15条の7第5項（執行停止5項）の入力が対象者別にできること	抽出した対象者に対して、即時欠損の処理ができること。	（黒字・必須） 即時欠損処理機能は、法定の業務であると考え、必須機能であると想定しています。	a) 問題なし (0市) b) 抽出した対象者に対して、即時欠損の個別、一括処理は、必須機能であると考えます。(E市) c) 確認しました。(J市) d) 記載の通り。(J市) e) 2.12.2に集約されると考えます。(H市) 【改善】 即時欠損も不納欠損の一つであるため、2.12.2に集約する。	
2.12.6.	欠損情報（欠損有無、欠損年月日、欠損事由、担当者、年度、科目、期別、課税日、調査担当者、特記事項、確認事項、調査状況、公開日）の管理（参照、登録、修正、削除）ができること。					欠損情報（欠損有無、欠損事由、科目、期別等）の管理（参照、登録、修正、削除）ができること。	（黒字・必須） 滞納者ごとに欠損情報を管理する機能は、欠損処理を行うためのデータとして必要であり、必須機能であると想定しています。	＜確認事項＞ a) 欠損情報を管理する機能について、必要性は高いでしょうか。	a) 必要性 2.12.1に記述のとおり、収納管理側の年度切替処理時に一致一覧を出力し欠損額の修正を行っているため、必要性は高い。(C市) b) 欠損日別または滞納事由の別別が必要であり、必須機能と考えます。当市では即時欠損明細であっても欠損処理は年度一括で処理しており、それらについては「欠損予定明細」として情報も保持している。欠損処理前の情報も保持も必要と考えます。(E市) c) 欠損は必要。(J市) d) 必要性 欠損情報は課税レコード課税額と収納額から計算可能であることから管理項目としては不要と考えます。(H市) e) 必要性は高くはない。欠損額を修正、削除する運用はしていない。逆にやれていないという疑問もあります。(J市) 【改善】 2.12.1.「不納欠損処理」で不納欠損処理する項目を参照する機能として取りたい。管理項目のうち、（登録、修正、削除）について削除する。 その他 ・2.12.3に集約されると考えます。(H市) 【改善】 2.12.3.を、2.12.6.に集約する。 ・欠損有無は欠損年月日の有無で代替可。欠損事由は時効しなないため不要（時効は通常の時効が執行停止の3年後又は即時の時効が執行停止の内容で判別可能。課税日及び調査担当は操作ログで問題ないため不要と考えます。(H市) 【改善】 欠損有無、欠損事由を削除する。 その他 【改善】 APPL10から「担当者、調査担当者、調査日、調査状況」については、項目として持ちすぎとの指摘があるため、たたき台から削除する。	

機能名称	仕様がたき	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	F市	G市	要件の考え方・根拠	検討項目（論点A)	検討項目（論点B)	
2.12.7.	欠損有とした滞納者に対して、欠損期別か否かを識別できること								(黒字・必須) 不納欠損の期別と、そうでない期別を識別できる機能があること。	a) 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。 b) なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか(不要なのか、他の機能で賄われているのか)	a) 問題なし。(C市) ・「考え方・根拠」の方針で問題ない。滞納者ごとに欠損日が到来した税目事に識別できるようになっています。(E市) ・確認しました。(I市) ・記載の通り。(J市) ・滞納者に対して⇒期別に対しての表記の方がよいと考えます。(H市) 【留意】 たたき会を、「欠損有とした滞納者に対して、税目ごとに欠損期別か否かを識別できること」に修正する。	
2.12.8.	決算会計システム用として、欠損区分通知書(不納欠損通知書、欠損区分通知書)を個別に作成できること。		■滞納整理 期会・発行 納付書発行 (205) ・入力した欠損情報(欠損理由、欠損原因)にて圖書等を作成することができること。					■欠損 機能 ・決算決済時に、対象者別の不納欠損日・調査年月日・該当事項・不納欠損した明細が確認できるリストのPDF形式の印刷形式で作成できること ■欠損 実行停止事項 ・決算用の圖書を印刷できること	(緑字・要検討) 不納欠損通知書は、調査を落とす目的で財務会計システム用に出力される図書です。 欠損区分通知について、確認いたします。	【要確認事項】 a) 欠損区分通知について、内部構築の認識ですが、よろしいでしょうか。便通をご教示ください。(B、I市)	・B市、1市への質問のため実施。(C市) ・特に意見なし。(E市) a) ・不納欠損通知書というものを作成しているが、区分通知というものは作成していない(もしかしら、自治体クラウドの構成の中にはそういった機能をしているところがあるのかもしれませんが)。(I市) 【留意】 税の債権員において、欠損区分通知を使用しているか。 【留意】 (使用する債権員がない場合) たたき会の「欠損区分通知書」を削除する。 ・財務会計処理の方法は自治体によりまちまちであるため、標準仕様としては不適であると考えます。(H市) 【留意】 たたき会の「財務会計システム用として、」を削除する。	
9. 交付												
9.1. 納付書等発行(再発行)												
3.1.1.	納付書即時発行	納付書と郵便振替用紙を納税者単位で発行/再発行できること。	■滞納整理 期会・発行 納付書発行 (36,40) ・出力対象の滞納税目を選択できること。 ・各税目の納付書を作成できること。 ■滞納整理 期会・発行 滞納書発行 (41) ・出力対象の滞納税目を選択できること。	□納付書再発行(法人用)(その他用) 納付書を再発行する。 ※法人住民税、個人住民税特別徴収、事業所税は専用の書式で印刷する。 9.5.2 再発行 納税義務者からの申請を受付、納付書を再発行する。	■オンライン処理 滞納整理状況 滞納明細 (50) ・普通手続料については、再納付書発行時に印字出力できること。	■納付書 種類 ・銀行と郵便局の共通書式(郵貯銀行「郵便振替M Tサービス」様式)を発行すること ※収納システムと同等の機能とする ■納付書 印刷指定 ・収納情報を指定して、納付書を発行する機能があること ■報告書 報告書の一斉作成 ・銀行と郵便局の共通書式(郵貯銀行「郵便振替M Tサービス」様式)で発行すること ※収納システムと同等の機能とする ■徴収票 交換票・納付票・納付票 納付計 に沿った納付書作成 ・銀行と郵便局の共通書式(郵貯銀行「郵便振替M Tサービス」様式)で発行すること ※印刷業者で一時的に印刷可能なファイル形式とする ※収納システムと同等の機能とする ※コンビニエンス用のバーコード(本税・延滞金)を印刷できること	納付書と郵便振替用紙を個別に発行/再発行できること。	(黒字・必須) 納付書、郵便振替用紙の発行は、滞納者の自主発行に必要と考慮して発行し、必須機能であると想定しています。 E市は報告書開封、競争、分納付書、長期的な納付書発行のケースを記載していますが、たたき会とは納付書の発行/再発行ができれば問題ないと考え、記載しませんが、また、ファル形式、帳票様式が収納システムを前提であることについては、E市独自の要求と考慮されるため、本たたき会では記載しませんが、	a) 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。 b) その他具体的に明記すべき業務必須機能はないでしょうか。	a) ・問題なし。(C市) ・必要であり、必須機能と考えます。(E市) ・確認しました。(I市) ・記載の通り。(J市) 【留意】 たたき会はこのままとする。 b) ・納付書の発行については、システム要件を収納・滞納のどちらで実装してもよいとのことでしたので、基本的に収納システムで議論した内容と同様でよいと考えます。ただし、収納システムで議論しませんが、一部納付した際に滞納期間の滞納管理項目(債務承認)を自動的に登録する納付書と、登録しない納付書(第三者納付、充当用等)の2種類が想定されることを標準仕様として印刷する必要があります。(H市) 【留意】 第三者納付であつても、滞納登録は行われずと理解している。H市に、実際の運用を保護。 ⇒H市では第三者納付や死亡した人の相続人の一部が納付した場合でもシステム上滞納延長してしまいたい滞納管理がなされていません。そのほか収納システムでは一部納付による滞納延長はせず、滞納延長者について一部納付による滞納延長が認められるものに滞納延長を登録する運用を考慮しています。しかし、自治体によっては自動登録を望む自治体もあると想定されることから、納付書により滞納管理を分けることを標準としたものとします。(H市) 【留意】 滞納期間の「一部納付した際に滞納延長の滞納管理項目(債務承認)を自動的に登録する納付書」については、2.4.16.「分納付書による滞納期間延長」で議論した通り、納付された際に納付期間の滞納更新をさせられれば、債務承認した金額の滞納延長は行わないこととする。 【留意】 滞納期間の「登録しない納付書(第三者納付、充当用等)」については、一部納付については滞納が延長されないケースがあるとの見解があるため、第三者納付用の納付書と、一般納付用の納付書は、區別して出力できるよう、たたき会に必須機能として追加する。充当用の納付書については、2.7.12.「担当事務作成・管理」で議論済みである。		
3.1.2.	法人住民税、個人住民税特別徴収について、専用の書式で発行/再発行できること。		□納付書再発行(法人用)(その他用) 納付書を再発行する。 ※法人住民税、個人住民税特別徴収、事業所税は専用の書式で印刷する。					(緑字・要検討) C市では特定の税目について、納付書の書式を変更する記載があり、他の自治体でも同様の運用がある認識です。 実際の運用方法を確認いたします。	<要確認事項> a) 法人住民税、個人住民税特別徴収について、専用の書式の納付書を作成しているかご教示ください。 b) また、上記以外に専用の書式の納付書を使用するケースはあるでしょうか。	a) ・専用書式の納付書を作成が使用していない。(C市) ・個人住民税特別徴収については、当初交付する納付書は金額が書き替え可能な専用の書式のものを使用しています。通常の納付書も使用可能です。 ・法人住民税はコンビニ用納付書を使用できません。(J市) 【留意】 法人住民税の納付書は法人向けで保護するため、法人住民税の印刷をたたき会から削除する。 【留意】 徴収1.1.「印刷用紙(納付書)について、個人住民税特別徴収については、納付書は金額が書き替え可能な専用の書式のものを使用すること。特別徴収の納付書には、延滞金・滞納手続料を出力できること。」を追加する。		
3.1.3.	複数期別の納付額を、任意の金額に設定した一枚の納付書、郵便振替用紙で発行できること。 また、延滞金のみの存在で複数枚の納付書、郵便振替用紙で発行できること。		■滞納整理 期会・発行 納付書発行 (36) ・出力対象の滞納税目を選択できること。					複数期別の納付額を、任意の金額に設定した納付書、郵便振替用紙を一括/個別に発行できること。 また、延滞金のみの場合でも一括で納付書、郵便振替用紙が発行できること。	(緑字・要検討) 複数期別を1枚にまとめる機能は、滞納者から納付書を作成する必要がある場合を想定しています。 滞納作業についてどのような想定か、確認いたします。	<検討事項> a) 納付書を1枚にまとめる際の、収納の滞納作業について、ご教示ください。 一度エラーとして検出し、適正な期別に順次充当される等の方法などを想定しています。 b) なお、複数期別の納付書を1枚にまとめる自治体がある認識です。こちらについて、現行運用をご教示いただき、まとめる/まとめないで分かれる場合、オプション機能として定義いたします。(C市)	■各課 ・当市状況：まとめる納付書のOR取扱いにより、各税目・各期別に自動で連携される。(E市) ・複数の税目・期を1枚の納付書にまとめる機能は、催告や分割納付の対応として使用頻度が高いため、税目・期の明細ごとに附帯された通知番号等による各税目・期毎で連携が行われる機能は、実効効率上、必要であると考えます。(E市) ■計算しない ・自治体クラウド構成の中にも、各課納付書を使用している市があるが、当市では運用していない。たとえば、複数期別により、合計金額が100万円の場合、郵便局振替用紙にて100万円を送金してもらうことができる(そうすれば用紙は1枚で足りる)、その処理については、別途、郵政印送金(徴収印送金)を期ごとに、複数枚作成して届出している。 ・現行まとめることができず、同時決済時の滞納期間を定めるためにより、新システムで要求している。(I市) ・現行システムでは納付書をまとめることはできません。コンビニ用は期別ごとに1枚となりますが、まとめた方が納付する際や手数料の面で有利と見られます。(C市) 【留意】 収納1.1.10.「合算納付書」で、オプション機能として検討中であるため、本機能はオプションとする。	
3.1.4.	任意の金額で窓口徴収したとき、任意の条件(納期範囲・年度税目区分含む、本税一延滞金・本税発行、納付区分)で納付書が発行できること。							■窓口徴収 納付書の発行 ・窓口で徴収するために、滞納額を金額又は一部の期の納付書を、簡単な方法で発行できること	(黒字・必須) 各団体、ベンダでの記載は少ないですが、自主納付について、納付書の作成(完済の手続き)を任意の条件で設定し納付書発行する機能という認識です。一般的に実装/利用されている機能と考えており、必須機能であると想定しています。	a) 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。 b) なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか(不要なのか、他の機能で賄われているのか)	a) 問題なし。(C市) ・納付書の機能を奪わないために任意の条件での納付書発行は必須であるとする。(E市) ・確認しました。(I市) ・記載の通り。(J市) 【留意】 たたき会はこのままとする。	
3.1.5.	税戻時、税戻後の金額で納付書が発行できること。							作成する納付書は以下に対応できること。 ①税戻時、税戻後の金額で納付書が作成できること	(黒字・必須) 各団体、ベンダでの記載は少ないですが、税額修正後の納付書のケースでも、金額を任意に修正した納付書を作成できる機能と認識しています。	a) 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。 b) なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか(不要なのか、他の機能で賄われているのか)	【事務局】 たたき会の「税戻」について、「税額戻戻」に修正する。 a) 問題なし。(C市) ・確認しました。(I市) ・記載の通り。(J市) ・問題ないが、税戻後の場合は告知前であることが分るようなアラートが必要。(C市) 【留意】 税額戻戻の通知が書いていない(一斉告知)に納付書を送付する時、アラートが必要か。 ・税額が変更された場合に必要であるため修正が必要であるとする。(E市) 【留意】 納付書の作成を必要とするということ。納付書印刷の機能を修正する標準であれば、収納1.1.1.「納付書即時発行」の「出力の額、期別を任意に変更して出力できること。」と同様の記載を収納1.1.1.「納付書即時発行」のたたき会に認めることと実装する。(E市)	
3.1.6.	作成する納付書の納付通知書部分(法人住民税は除く)について、ORで読み取ることができると。							■納付書 印刷項目 ・OR読込ができるよう工夫されていること	(青字・オプション) 納付通知書の読取は、ハンチで印刷を考慮されたため、ORの納付書については、オプション機能と想定しております。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。	■必須 ・O C Rは必須(E市) ・必須です。(I市) ■オプション ・問題なし。(C市) ・オプション機能で問題ないと考えます。(E市) ・記載の通り。(J市)	

機能名称	仕様書/たたき	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	F市	要件の考え方・根拠	検討項目(論点)	検討項目(論点)	
						<p>■統計数値(リストの作成) 徴収額等(件数・金額) ・年度、税目等、納期別に抽出することができ、さらに町別、担当者別、分類コード別、年齢・性別に滞納段階別集計などの階層指標として利用できること ・※月・年・他市照会回答作成時の集計(保守での対応で可) ※可能な項目のみで可(不可能な部分を備考に記載すること)</p> <p>■統計数値(リストの作成) 換領額等(件数・金額) ・年度、税目等、納期別に抽出することができ、さらに町別、担当者別、分類コード別、年齢・性別に滞納段階別集計などの階層指標として利用できること ・※月・年・他市照会回答作成時の集計(保守での対応で可) ※可能な項目のみで可(不可能な部分を備考に記載すること)</p> <p>■統計数値(リストの作成) 納付誓約(件数・金額) ・年度、税目等、納期別に抽出することができ、さらに町別、担当者別、分類コード別、年齢・性別に滞納段階別集計などの階層指標として利用できること ・※月・年・他市照会回答作成時の集計(保守での対応で可) ※可能な項目のみで可(不可能な部分を備考に記載すること)</p> <p>■統計数値(リストの作成) 分割納付誓約(件数・金額) ・分割納付済している対象件数、対象額(内訳として、納付済額、未納額)について抽出できること ・また、抽出した状態について、分割実行のものとして分納不履行しているものに仕分けできること ・※月・年・他市照会回答作成時の集計(保守での対応で可) ※可能な項目のみで可(不可能な部分を備考に記載すること)</p> <p>■統計数値(リストの作成) 執行停止(件数・金額) ・停止の該当番号別に抽出でき、滞納段階別集計などの階層指標として利用できること ・※月・年・他市照会回答作成時の集計(保守での対応で可)</p> <p>■統計数値(リストの作成) 不納欠損(件数・金額) ・次納事由別(1号、2号、3号、即決、時効満了)に抽出でき、滞納段階別集計などの階層指標として利用できること ・※月・年・他市照会回答作成時の集計(保守での対応で可)</p> <p>■統計数値(リストの作成) 交渉経過履歴なし(一定期間(範囲を指定)交渉経過がない滞納者(宛名番号)を抽出することができること ・※月・年・他市照会回答作成時の集計(保守での対応で可)</p> <p>■統計数値(リストの作成) 納付履歴なし(一定期間(範囲を指定)納付がない滞納者(宛名番号)を抽出することができること ・※月・年・他市照会回答作成時の集計(保守での対応で可)</p> <p>■統計数値(リストの作成) 担当者グループ① ・すべての統計数値(リスト)について、担当者を任意のグループに分けることにより、各種データや一覧表等の作成時に、指定したグループの情報を選択して取得できること</p> <p>■統計数値(リストの作成) 担当者グループ② ・担当者を任意のグループ分けについて、画面から入力する方法のほか、CSVデータでの取り込みも行うことができること</p> <p>■統計数値(リストの作成) 担当者グループ③ ・国籍(外国人)をグループにできること</p> <p>■統計数値(リストの作成) 滞納の把握 ・滞納・未払差控・交付要求が未解除で、対象の明細がすべて完納の一覧を表示・印刷ができること ・滞納全体の状況を分析し、集計や統計を作成できること</p> <p>■統計資料作成機能 集計口 ・任意の抽出条件設定により個別に選択した項目の集計結果を、表示・印刷できること ・統計資料を作成するため、設定した抽出条件、編成方法等について、再活用ための履歴データを保存し、再利用できること</p> <p>■統計資料作成機能 主な抽出条件の項目 ・滞納者の認識番号(宛名番号)、町、氏名、年齢・性別、担当者 ・年度、税目等(複数の税目を選択できること) ・納期別 ・滞納額(市税・国保別、本税・延滞金の別) ・納付日、納付額、振込コード、分類コード(市税コード・国保コード) ・収入金額、所得の種類、所得金額 ・文書日、交渉内容種別、交渉経過内容、交渉予定種別、入力者 ・執行停止該当家文、執行停止額、不能欠損事由、不能欠損額</p>					
5.1.2.	統計資料について、指定の報告様式で作成できる場合には、必要に応じて資料の修正ができること。							<p>指定の報告様式で作成できる場合には、必要に応じて提出資料の修正ができること。 また、修正前との実合チェックができること。</p>	<p>(青字：オプション) 統計資料の基データでなく、統計資料を選択修正する機能という認識です。 資料の修正機能について、使用されているかを確認いたします。</p>	<p><要確認事項> a) 統計資料の選択修正機能について、現行システムで運用されているかご教示ください。 b) 現行システムでは、直接出力していません。(J市)</p>	<p>a) ・現行システムでは機能なし(C市) ・資料の修正機能は有していない。(E市) ・現行システムでは、直接出力していません。(J市) ・取納のワーキングで回しているように、システムから出しているのは不納欠損関係の資料のみ。これはオペレーターさんが作成し、納品してくれている。ただし、次期システムでは対応できると聞いている。(I市) ・たとえば滞り滞り指定の様式で回しななければならないところ、その様式をシステムに取り込んで、修正できるのであれば大変メリットを感じる。現状はできていない。(I市) 【提案】システム外から作成する機材員が多いため、たたき会を削減する。</p>
5.1.3.	統計資料について、修正された資料は、修正後と修正前との実合チェックができること。							<p>指定の報告様式で作成できる場合には、必要に応じて提出資料の修正ができること。 また、修正前との実合チェックができること。</p>	<p>(青字：オプション) 修正後と修正前の実合チェック機能について、現行システムで運用されているかご教示ください。</p>	<p><要確認事項> a) 修正後と修正前の実合チェック機能について、現行システムで運用されているかご教示ください。</p>	<p>a) ・現行システムでは機能なし(C市) ・当市ではシステムから出力される統計資料はほぼ使用していないため、実合チェック機能の使用については使用していない(システム的に購入しているかも不明)(E市) ・運用していない、できない。(I市) ・現行システムでは、直接出力していません。(J市) 【提案】システム外から作成する機材員が多いため、たたき会を削減する。</p>
5.1.4.	各種集計資料の作成(データ、紙)ができること。							<p>指定の報告様式で各種統計資料の作成(データ、紙)ができること。 ただし、各種統計資料の基となる資料の作成(データ、紙)ができること。</p>	<p>(黒字：必須) 各種集計資料については、各団体・ペンダでの記載は少ないですが、様々な用途に用いられるとされており、必須機能であると想定しています。 なお、団体独自で使用する集計資料もあると考えられるため、詳細な定義は行わない想定です。</p>	<p>a) 上記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。 b) 少なくとも必要な機能が必要か否かの機能が書いていないのか(不要なのか、他の機能で賄われているか)</p>	<p>a) ・滞りなし(C市) ・確認しました。(I市) ・記載の通り。(J市) ・集計資料の作成については必須であるが、必要な統計は様々であるとする。(E市) ・5.1.1に集約されると考えます。(H市) 【提案】システム外から作成する機材員が多いため、また、5.1.1と異内容であることから、たたき会を削減する。</p>

6. その他

6.1. マスターデータ管理

機能名称	仕様書たたき	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	F市	G市	要件の考え方・根拠	検討項目（論点A）	検討項目（論点B）	
6.3.12. 宛名	各文書に、窓あき封筒用の宛名印字機能があり、登録住所地を自動印字することができること。		■滞納整理 文書記録・滞納者管理 滞納者情報 (B) ・窓あき封筒用の宛名印字機能があり、登録住所地を自動印字することができること。	□宛先帳票印刷 宛先帳票を印刷できること。 (1) 滞納後の画面で表示している者が一覧に表示されること。 (2) 送付先、郵便番号、氏名、住所、表題、文面が設定できること。					(青字・オプション) 各文書の宛名印字機能は、業務効率化に資するため、必須性が強く、必須機能であると想定しています。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。	・問題なし(C市) ・特段の意見なし。(E市) ・特記する場合は、欄外で定義する問題であると考えます。(H市) ・確認しました。(I市) ・記載の通り。(J市) ・各担当者はほぼ毎日使用する機能です。(J市) 【参考】宛名の印字箇所等は、欄外で検討する。	
6.3.13.	宛名書（送付先、郵便番号、氏名、住所、表題、文面）を印刷できること。また、宛名書は、窓あき封筒に対応できること。			□宛先帳票印刷 宛先帳票を印刷できること。 (1) 滞納後の画面で表示している者が一覧に表示されること。 (2) 送付先、郵便番号、氏名、住所、表題、文面が設定できること。					(青字・オプション) 各文書の宛名印字機能の有無にかかわらず、宛名書が必要となるケースが考えられます。 (郵便振替納付書や、団体の案内文送付等) 宛名印字機能が必要機能であれば、宛名書の必要な場面は限られると考え、オプション機能と想定しております。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。	・問題なし(C市) ・宛名書は文面(送り状)も兼ねて印刷している（催告書の右上に送付情報）。印字出来ない帳票の場合は6.3.14記載の送付票で対応。(E市) ・高上(市) ・確認しました。(I市) ・記載の通り。(J市) 【参考】宛名書の詳細は、欄外で検討。	
6.3.14.	宛名シールを印刷できること。								(青字・オプション) 各文書の宛名印字機能の有無にかかわらず、宛名シールが必要となるケースが考えられます。 (郵便振替納付書や、団体の案内文送付等) 宛名印字機能が必要機能であれば、宛名シールの必要な場面は限られると考え、オプション機能と想定しております。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。	・問題なし(C市) ・確認しました。(I市) ・特に意見なし。当市では滞納管理システムに宛名シールではなく、送付票(A4用紙に相手方の郵便番号、住所、氏名)を印字している。(E市) ・対象のデータ出力後、宛名シールを印刷するソフトで対応することであり、不要であると考えます。(H市) 【留意】一箇宛在ソフトで対応しているという意見があるが、システム外で対応できるか、あるいは、6.3.13.の宛名書があれば、本たたき会の機能は不要か。	
6.4. 債権物システム連携												
6.4.1.	収納システムから収納情報を連携できること。	No. 6-5_1	■滞納整理 前金・発行 収納情報 (4) ・各税目の収納情報を翌日業務開始まで即時に反映できること。また、充当・還付も同様に即時反映できること。	未納・滞納を問わず収納データについて全件を連携する。(連携のタイミングは最終1日1回)					収納システムから滞納情報を連携できること。 (青字・オプション) 収納システムからの連携機能は、必須と想定されますが、データベースを共有する場合はこの限りでないため、オプション機能と想定しております。 S社では連携される情報を列挙していますが、連携内容は地域情報プラットフォームに関する理解しており、各ベンダによって大きな差はないと考え、たたき会で定義しません。	a) 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。 b) その他に具体的に明記すべき業務必須機能はないでしょうか。	a) ・問題なし(C市) ・収納情報の連携は必要。(E市) ・支障がなければ。(I市) ・記載の通り。(J市) ・滞納システムと、収納システムとの情報連携は必要。 ・当市は現状、滞納システム・収納システム・滞納管理システムへ連携されている。(E市) b) ・また滞納情報(処分情報)の収納側への連携も必須。現在、連携しているが業務時間中に収納システムで入力したものは夜間連携により滞納管理システムで確認できるのは望ましい。(E市) 【留意】 収納2.1.1.「滞りデータの管理」完結前データ、4.2.2.「滞りデータ」繰上徴収、6.1.1.「滞りデータ発生時発生」差押等の情報、6.1.1.「滞りシステムとの連携」異動情報(処分情報)、滞納2.7.4.「滞り処分管理」滞納債で変更した滞納債について、収納側に連携する必要がある。(H市) ・直接収納情報を取り込みし、収納側に連携する運用も考えられることから、収納履歴を外部から取り込む機能が適切だと考えます。取り込み機能を連携として実現できれば、原則的に利用できないコンピュータシステムで収納方法を取得しても(収納データを加工する必要はあるが)マスタの追加のみで対応できるものと考えます。(H市) 【留意】 滞納側で直接収納情報を取り込み、収納側に連携する機能があるか確認。(H市) ・当市では収納側から連携していますが、記載のとおり収納側から連携しなければ不都合があるわけはありませんし(収納・滞納を同一データで取り込む運用もありません)、収納側からの連携では滞納側へのデータの反映が1日遅れることから滞納側に直接連携を望む自治体もあることを想定して提案したものです。なお、データ上流を収納と滞納のどちらにするかという問題ははたして、確定滞納で滞り滞納と異なるのですが、確定滞納の登録時に滞納の切り捨ての仕様が最大1000円の差額がでる可能性が必ずあります。そのため自動的に滞納滞納者への折衝に使用している滞納債を確定滞納のデータの上流とした方がよいと考え、そのため収納側をデータの元流として決めてもらうのは仕様としては不適切ではないかと認識しています。(H市) 【留意】 収納・滞納がシステムの場合は、本たたき会の連携機能は活用されなくてもよい。 【留意】 収納→滞納の収納情報の連携について、金融機関等からの滞りデータをシステムの外側で加工して滞納側に取り込むことは運用としては可能と考えられることから、新たな機能としては不要か。 【留意】 2.1.15.「滞り債管理」で定義した、滞り債の修正機能で滞り債を修正し、収納側に連携することで対応可能か。(H市) 【留意】 各債目において、滞り債以外に修正機能を連携する必要がある項目はあるか。(本取などを参照) 【留意】 (上記滞り債と滞り債が異なる項目について) 滞り債で修正した項目を、収納側に連携するよう、たたき会に必須機能として追加する。	
6.4.2.	滞納情報の連携			9.1.1 滞納情報登録 各税業務から滞納情報を受け取れること。更正があった情報については更正処理後の滞納情報も受け取れること。	■オンライン処理 滞納整理状況 滞納基本 (30) ・個人住民税(特例) データから勤務先を取り込むことができること				滞納システム側へ、滞納情報(所有している不動産、申告の有無、所得額・控除額・勤務先など)を連携できること。 (青字・オプション) 滞納システム、収納システムからの連携機能は、必須と想定されますが、データベースを共有する場合はこの限りでないため、オプション機能と想定しております。 S社では連携される情報を列挙していますが、連携内容は地域情報プラットフォームに関する理解しており、各ベンダによって大きな差はないと考え、たたき会で定義しません。	a) 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。 b) その他に具体的に明記すべき業務必須機能はないでしょうか。	a) ・問題なし(C市) ・支障がなければ。(I市) ・記載の通り。(J市) ・滞納システムと、収納システムとの情報連携は必要。 ・当市は現状、滞納システム・収納システム・滞納管理システムへ連携されている。(E市) b) ・連携については、汎用機の時代と違いDBの標準化が進んでいる現在ではシステム外でのデータの取り取りで問題ありません。(H市) ・何を連携するか決められないので、仕様として不適当であるか否かではないかと考えます。(連携に際してシステムの仕様で記載する場合は、上記の様に連携したい(取り込みをしない)データについて取込機能(データ形式指定して)を定義し、連携にその形でデータ出力させることで対応することが適当であると考えます。あえて表記するならばRDBであることと使用する文字コードを指定することではないかと考えます。(H市) 【留意】 データ形式等は標準仕様書上は規定しない。 【留意】 列では、地域情報プラットフォームの連携内容を認識していないが、地域情報プラットフォームの連携内容を認識した方がよい。 ・データベースを共有する場合、端末も同じ物を使用できるでしょうか。当市では課税系端末(宛名管理も含む)と収納系端末が別に設置されているため、一定の滞納情報の収納システムへの取り込みが必要になります。(E市) 【留意】 各債目におけるネットワーク・端末構成等を標準仕様で定義することはありませんが、一般にマイナンバー利用系の機器は同一端末で操作できるものと想定しております。	
6.4.3.	住民情報システムとの連携								住民情報システムから住民情報(死亡者情報等)を連携できること。 (青字・オプション) 住民情報システムからの連携機能は、必須と想定されますが、データベースを共有する場合はこの限りでないため、オプション機能と想定しております。 S社では連携される情報を列挙していますが、連携内容は地域情報プラットフォームに関する理解しており、各ベンダによって大きな差はないと考え、たたき会で定義しません。	a) 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。 b) その他に具体的に明記すべき業務必須機能はないでしょうか。	・問題なし(C市) ・支障がなければ。(I市) ・「滞り債情報開示禁止原則」の関係で住民記録データベースとの共有ではなく、1.1.2.2.のような情報を連携させるようなオプション機能が必要と考える。(E市) ・たとえば国民健康保険システム、後期のシステムからの証情報(一般、短期、資格)、滞納情報や、生保支給情報も連携してほしい。ただし、後者は現行ではできていない。(I市) ・当市では滞納システム側の宛名管理システムで連携しているため、他の対応方法が可能であれば必須ではないと考えます。(E市) 【留意】 国民健康保険で、「住民・宛名連携」として、住民記録システムで管理する滞り債情報並びに滞り債システム等で管理する債目外債情報、個人債情報、及びそれらの住民名情報の連携機能を開示する方向となっているため、たたき会は開示を検討する。 ・【留意】 住民情報システムの標準化も議論されていると聞いていますが、マイナンバーが導入されたことを踏まえ、住民情報システムでは今後同一人物は同一の宛名番号を使用するよう標準化するよう要望していただきたいです。(又は、滞納システム側で同じマイナンバーの宛名番号は自動的に名寄せする機能を連携していただきたいです。現在名寄せの機能・登録に年間でかなり時間をとられてしまっています。)(H市) 【留意】 各債目の債目については、申請後取り扱います。	